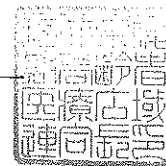


福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月1日

福井県後期高齢者医療広域連合長 東 村 新



福井県後期高齢者医療広域連合規則第3号

福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（平成19年規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3第2号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この規則は、平成21年5月21日から施行する。